2014（平成 26）年 10 月 29 日

国立大学法人北海道大学総長　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　羽部 朝男

団体交渉の申し入れ

大学側は、2014（平成 26）年人事院勧告に準拠して、北海道大学で働く労働者の賃金引き下げを計画している。特に、人事院勧告が示した「給与制度の総合的見直し」に即して、2015（平成 27）年 1 月 1 日の昇給 1 号俸抑制、4 月 1 日からの俸給表の水準の平均 2%引き下げ、さらには、単なる気象データに基づいた寒冷地手当の級地変更とそれに伴う引き下げ等を計画している。これは、北海道大学で働く労働者にとって、重大な不利益変更であると受け止めている。

また、大学側は、2015（平成 27）年 1 月 1 日から、正規教員に対する年俸制の導入を計画している。年俸制への切り替えが、北海道大学で働く労働者たる正規教員に対して、不利益をもたらすものになることを、強く懸念している。

北海道大学教職員組合は、2011（平成 23）年 8 月 29 日に北海道大学総長と交わした確認書の第 1 項－「給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意を持って交渉すること」－に基づき、以下の項目で団体交渉を申し入れる。

記

１．2014 年人事院勧告に準拠して、北海道大学が計画している労働条件の変更内容を具体的に示すこと。そして、そのことにより、北海道大学で働く労働者がこうむる不利益の内容と程度（大きさ）を具体的に示すこと。さらに、北海道大学として、そのような労働条件の改悪をおこなう理由、必要性を説明すること。

２．承継職員たる正規教員に対して、大学側が年俸制への切り替えを提案する理由、必要性を説明すること。そして、北海道大学が計画している年俸制の具体的な制度設計を説明すること。さらに、年俸制への切り換えが、労働者にとって不利益とならない根拠を具体的に説明すること。

３．上記２点に共通して、大学側が労働条件の重大な変更をおこなう理由、必要性を十分に説明できず、かつ、労働者がこうむる不利益の程度が大きいと判断される場合には、大学側が計画している労働条件の変更を撤回すること。

以上